

青森県報

第二千六百四十六号

平成十八年
六月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	一
救急病院の設置……………	(医療業務課)	一
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………	(下北地域 県民局)	二

公 告

平成十七年度の行政文書の開示の状況の公表……………	(総務学事課)	二
平成十七年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………	(同)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活 文化課)	三
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(県境再生 対策室)	四
都市公園の区域の変更……………	(都市計画課)	四
建設業者の許可の取消し……………	(三八地域 県民局)	五
……………	(五所川原 県土整備 事務所)	五
……………	(同)	五
……………	(十和田県土 整備事務所)	五
……………	(同)	六
……………	(同)	六

公安委員会

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則…………… (厚生課) ……

告 示

青森県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
あけぼの薬局堤店 森眼科	青森市茶屋町一の一の五 八戸市大字番町八の五	平成一八 年六月二八
富田小児科内科アレルギ科	八戸市内丸二丁目一の四七	一八 年六月二八
いわね内科胃腸科医院	弘前市大字浜の町西二丁目一の五	一八 年六月二八
三上皮膚科	青森市桜川四丁目二の一四	一八 年六月二八
三上皮膚科緑医院	青森市緑一丁目一九の六	" "
鈴木内科医院	八戸市大字尻内町字八百刈二六の三	一八 年六月二八
阿部歯科医院	青森市栄町二丁目二の一八	一八 年六月二八
仁歯科	十和田市稻生町一五の二四	一八 年六月二八

青森県告示第四百九十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	認定の有効期限
青森保健生活協同組合 あおもり協立病院	青森市東大野二丁目九の二	平成二十一年五月十八日

青森県告示第四百九十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧								
<table border="1"> <tr> <th>加入区 の 称</th> <th>発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名</th> <th>期 間</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>関根浜</td> <td>むつ市大字関根字前浜四三番地三七 四ソ谷 英 已 むつ市大字関根字前浜四二番地 奥 川 三 治 むつ市大字関根字前浜二四番地一 二本柳 邦 博</td> <td>平成十八年六 月二十八日か ら同年七月十 二日まで</td> <td>関根浜漁業 協同組合</td> </tr> </table>	加入区 の 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所	関根浜	むつ市大字関根字前浜四三番地三七 四ソ谷 英 已 むつ市大字関根字前浜四二番地 奥 川 三 治 むつ市大字関根字前浜二四番地一 二本柳 邦 博	平成十八年六 月二十八日か ら同年七月十 二日まで	関根浜漁業 協同組合	
加入区 の 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所						
関根浜	むつ市大字関根字前浜四三番地三七 四ソ谷 英 已 むつ市大字関根字前浜四二番地 奥 川 三 治 むつ市大字関根字前浜二四番地一 二本柳 邦 博	平成十八年六 月二十八日か ら同年七月十 二日まで	関根浜漁業 協同組合						

公 告

平成十七年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第三十条の規定により、平成十七年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開 示	一 部 開 示	不 開 示	却 下	取 下 げ	
知 事	1,125 (4)	989	100 (3)	18 (1)	0	10	9
議 会	6	5	1	0	0	0	0
教育委員会	61	51	8	0	0	2	0
選挙管理委員会	12	7	3	0	0	2	0
監 査 委 員 会	1	1	0	0	0	0	0
公安委員会	4	0	3	0	0	0	1
警察本部長	22 (1)	4	14	4 (1)	0	0	0
計	1,231 (5)	1,057	129 (3)	22 (2)	0	14	10

注1 ()内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計22件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは19件であり、不開示の計(2)件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは1件である。

3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

件数	処 理 の 状 況 (件)				
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ
5 (10)	0 (2)	0 (1)	0 (3)	0	0 (4)

注 ()内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

平成十七年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第五十九条の規定により、平成十七年度の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 川村 母 直

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中
知 事	46	36	8	1	1	0	0
教育委員会	4	4	0	0	0	0	0
計	50	40	8	1	1	0	0

注 不開示の計1件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは1件である。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知 事	241
教育委員会	9,746
人事委員会	70
計	10,057

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

区 分	件 数	処 理 の 状 況 (件)					
		認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取下げ	審理中
開示決定等に係るもの	1	0	0	0	0	0	1
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)	
		処理済	検討中
教育委員会	1	1	0
計	1	1	0

2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件 数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
82	82	0

(2) 事業者に対する勧告の件数

事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

青森県個人情報保護条例第十條第一項の公表

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人SOHO networks

三 代表者の氏名

菅原 理

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字富田町一三二

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民及び一般市民に対し、Small office Home Office（以下SOHOという）や在宅勤務のために必要な支援等を行うことにより、勤労者の職業能力の向上と育成、それに伴う経済活動の活性化を図ることに貢献し、すべての人々が生きがいを持ち、明るく前向きに生活する事ができる社会環境づくりに寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

県境不法投棄事業に係る水質モニタリング業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十八年四月十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

工又エス環境株式会社青森支店

青森市大字浜田字玉川三四七

六 契約金額

三千九百六十万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

都市公園の区域の変更

次のとおり都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二及び青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）第三条の規定により公告する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

青森県総合運動公園

二 位置

青森市

三 変更前の区域及び変更後の区域

別紙図面のとおり（略）

（青森県県土整備部都市計画課及び青森県県土整備事務所において一般の縦覧に供す。）

四 区域変更の期日

平成十八年七月一日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 北村建築

二 氏名 北村 鐵男

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字館越五の五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七四六一号

五 取消年月日 平成十八年六月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社小鹿建設

二 代表者の氏名 小鹿 司

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字尾別字浅井七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第九〇六五号

五 取消年月日 平成十八年六月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年六月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社笠井工務店

二 代表者の氏名 笠井 冷子

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字冲飯詰字鴻ノ巣九五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一一〇六七号

五 取消年月日 平成十八年六月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年六月十二日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社寺沢工業

二 代表者の氏名 附田 凉子

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字附田川目五一の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第五〇〇一七二号
- 五 取消年月日 平成十八年六月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十八年四月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社古沢組
- 二 代表者の氏名 古沢 郁子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字馬門道五五の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第五六三三三号
- 五 取消年月日 平成十八年六月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十八年五月二十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十八年六月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社古沢組
 - 二 代表者の氏名 古沢 郁子
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字馬門道五五の二
 - 四 許可番号 青森県知事許可(特 一七)第五六三三三号
 - 五 取消年月日 平成十八年六月十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
- 平成十八年五月二十六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十八日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
第四条の二第三号を削る。

第四条の三第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭

